

平成23年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計補正予算（第2号）

平成23年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,055千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43,546,343千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 繰 越 金		365,178	2,055	367,233
	1 繰 越 金	365,178	2,055	367,233
歳 入 合 計		43,544,288	2,055	43,546,343

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 小規模企業者等設備 導入資金貸付事業費		744,017	2,055	746,072
	2 小規模企業者等設備 導入資金貸付事業費	744,017	2,055	746,072
歳 出 合 計		43,544,288	2,055	43,546,343

平成23年度福島県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）

平成23年度福島県港湾整備事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第 1 表 繰 越 明 許 費

(単位千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 小名浜港港湾整備事業費			2,700,000
	2 荷役機械整備費		2,700,000
		災害復旧費	2,700,000
合	計		2,700,000

平成23年度福島県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成23年度福島県流域下水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ450,770千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,103,759千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 繰 入 金		4,509,348	450,770	4,960,118
	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,509,348	450,770	4,960,118
歳 入 合 計		11,652,989	450,770	12,103,759

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 流域下水道事業費		11,652,989	450,770	12,103,759
	1 管 理 費	2,981,243	450,770	3,432,013
歳 出 合 計		11,652,989	450,770	12,103,759



平成23年度福島県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成23年度福島県工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 工業用水道事業収益	2,680,078千円	264,461千円	2,944,539千円
第2項 営業外収益	266,820千円	264,461千円	531,281千円
支 出			
第1款 工業用水道事業費用	2,382,662千円	179,692千円	2,562,354千円
第1項 営業費用	2,071,607千円	179,692千円	2,251,299千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額797,972千円は、過年度分損益勘定留保資金434,474千円及び当年度分損益勘定留保資金363,498千円で補てんするものとする。）。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 資本的収入	1,036,355千円	445,538千円	1,481,893千円

第1項 企業債	73,800千円	116,300千円	190,100千円
第2項 国庫支出金	135,000千円	329,238千円	464,238千円
支 出			
第1款 資本的支出	1,834,257千円	445,608千円	2,279,865千円
第1項 建設改良費	934,788千円	445,608千円	1,380,396千円

(企業債の補正)

第4条 企業債を次のとおり補正する。

補		正		前	
起債の目的	限度額	起債の方法		利率	償還の方法
工業用水道建設工事費	73,800千円	1	借入方法 普通貸借又は債券発行	年 10 % 以 内 利率見直 し方式で 借り入れ る政府資 金につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては、当 該見直し 後の利率)	起債日から30年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2	借入資金 政府資金その他		

		補	正	後		
起債の目的	限度額	起債の方法		利率	償還の方法	
工業用水道建設工事費	116,300千円	1	借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年 10 % 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債日から30年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。	
		2	借入資金 政府資金その他			